

## 3

り災証明書で準半壊と判定された方や床上浸水被害の方への主な支援

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	<p><b>① 災害見舞金（支給）</b>            ※対象者には天草市から通知するため、申請は不要ですが、振込口座の申し出が必要</p>	<p>災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物)に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。</p> <p>●天草市の制度の場合…床上浸水 5万円、準半壊 1万円            【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】</p>
住宅	<p><b>③ 応急修理</b>            ※災害救助法適用分</p>	<p>住宅が準半壊との災害認定を受けた世帯で、そのままでは居住できない場合、日常生活に必要最小限の部分の応急的な修理を支援します。修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方に費用が支給されるものではありません。</p> <p>●準半壊 35.8万円以内            【建築課☎32-6797】</p>
減免	<p><b>④ 税等の減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>市民税</li> <li><input type="checkbox"/>固定資産税・都市計画税</li> <li><input type="checkbox"/>国民健康保険税</li> <li><input type="checkbox"/>後期高齢者医療保険料</li> <li><input type="checkbox"/>国民年金保険料</li> <li><input type="checkbox"/>介護保険料</li> </ul>	<p>災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度（準半壊のみの場合は対象外）により、税等が減免となる場合があります。</p> <p>【市民税・固定資産税・都市計画税は…課税課☎32-6050】            【国民健康保険税は…国保年金課国保税係☎24-8802】            【後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】            【第1号被保険者介護保険料は…高齢者支援課☎24-8806】</p>
	<p><b>⑤ 医療機関受診時の一部負担金の免除</b></p>	<p>災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度（準半壊のみの場合は対象外）により、医療機関受診時の一部負担金の支払いが免除される場合があります。（一定の収入水準以下の世帯のみ。）</p> <p>【後期高齢者医療保険…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】</p> <p>※添付資料等に押印（印鑑）が必要です。            ※健保組合・国保組合は各組合にお問い合わせください。</p>
	<p><b>⑥ 介護保険利用者負担額の減免</b></p>	<p>災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度（準半壊のみの場合は対象外）により、介護保険利用者負担が減免となる場合があります。</p> <p>【高齢者支援課☎24-8806】</p>
	<p><b>⑦ 障がい福祉サービス等の利用者負担額の減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>障がい福祉サービス</li> <li><input type="checkbox"/>障がい児通所支援</li> <li><input type="checkbox"/>補装具</li> <li><input type="checkbox"/>自立支援医療</li> <li><input type="checkbox"/>療養介護医療</li> </ul>	<p>災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度（準半壊のみの場合は対象外）により、障がい福祉サービス等の利用者負担が減免となる場合があります。</p> <p>【福祉課☎32-6071】</p>